ベラルーシ、ロシア又はウクライナ等を仕向地とする輸出承認について

輸出注意事項 2023 第 25 号（R5.12.20）
最終改正：輸出注意事項 2025 第１号（R7.1.16 公布、R7.1.23 施行）

輸出貿易管理令（昭和２４年政令第３７８号。以下「輸出令」という。）第２条第１項第１号の３から第１号の８までに定める輸出については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和６２年１１月６日付け６２貿局第３２２号・輸出注意事項６２第１１号。以下「運用通達」という。）によるほか、令和５年１２月２７日から下記により行います。

なお、「ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出承認について」（令和４年３月１５日付け輸出注意事項 2022 第 10 号）は、令和５年１２月２６日限り、廃止します。

記

１　適用品目等

（１）輸出令別表第２の３に掲げる貨物（同表第一号の二、第二号（３２）から（８５）まで、第二号の二及び第三号に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とするもの

（２）輸出令別表第２の３に掲げる貨物（同表第三号に掲げる貨物を除く。）のロシアを仕向地とするもの

（３）ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。）を仕向地とするもの

（４）ベラルーシを仕向地とする貨物の輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者（令和５年経済産業省告示第１６２号）との直接又は間接の取引によるもの

（５）ロシアを仕向地とする貨物の輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者（令和５年経済産業省告示第１６２号）との直接又は間接の取引によるもの

（６）輸出令別表第２の４に掲げる地域を仕向地とする輸出令別表第２の３（同表第三号を除く）に掲げる貨物の輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者（令和５年経済産業省告示第１６２号）との直接又は間接の取引によるもの

（注）上記に掲げる貨物のうち、輸出令別表第２に掲げる貨物に該当する場合には、当該貨物に係る手続によるものとする。ただし、当該貨物の承認は、当該貨物の承認基準のほか、本通達による承認基準も勘案の上で行う。

なお、上記（２）～（５）において、輸出令別表第２の３第一号から第二号の二までに該当する貨物のうち、第三号にも該当する貨物の輸出については承認を行わない。

２　輸出の申請

（１）提出書類

①　輸出承認書又は輸出許可・承認申請書（注１）　２通

②　申請理由書（様式１又は様式２）　１通

③　輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類の写し　１通

④　誓約書（様式３）　１通

⑤　その他必要があると認められる書類（注２）

（注１）輸出貿易管理規則（昭和２４年通商産業省令第６４号）別表第１の２の２又は別表第１の３の２

（注２）輸出許可・承認申請書による申請を行う場合は運用通達に定める書類

（２）提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

３　輸出の承認

上記１に該当する輸出は、原則として承認しない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、承認を行うことがある。

①　食品・医薬品
②　人道支援の目的で輸出するもの
③　サイバーセキュリティの確保に関するもの
④　海洋の安全に関するもの
⑤　消費者向けの通信機器（パーソナルコンピュータ、スマートフォン等（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業向けを除く。））
⑥　民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの
⑦　政府間で輸出するもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
⑧　最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は外国為替令第１８条第３項の経済産業大臣が指定する役務取引等（平成２２年経済産業省告示第９３号。以下「役務取引等告示」という。）別表第三に掲げる国・地域の法人が出資した法人（合弁を含む。）向けの輸出
⑨　我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なもの（ロシアの軍事侵略能力への直接的な貢献が認められない場合であって、サハリン１、サハリン２及びアークティックＬＮＧ２プロジェクトの遂行上欠くことのできないものとして資源エネルギー庁が認めるものに限る。）

なお、上記の承認は、次の輸出承認基準により行う。

１　貨物が実際に需要者に到達するのが確からしいか否か
２　申請内容にある需要者が貨物を使用するのが確からしいか否か
３　貨物が国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げるおそれがないことが確からしいか否か
４　貨物が需要者によって適正に管理されるのが確からしいか否か
５　申請内容が①～⑨の各号に該当すると判断するに足りるものであるか否か

４　承認の条件

承認に係る事項の確実な実施を図るため、納品または据付確認報告その他必要な条件を付すことがある。

様式１

ベラルーシ、ロシア又はウクライナ等を仕向地とする輸出承認申請理由書

経済産業大臣　殿

申請年月日

住所：

氏名：

今般、申請する貨物の概要と仕向地は以下のとおりであり、輸出貿易管理令第２条第１項第一号の____に該当するので申請します。

１．輸出貨物の概要

２．輸出先

（１）最終需要者名：_____

（２）最終需要者の住所：_____

３．申請の理由

様式２

ベラルーシ、ロシア又はウクライナ等を仕向地とする輸出許可・承認申請理由書

経済産業大臣　殿

申請年月日

住所：

氏名：

今般、申請する貨物の概要と仕向地は以下のとおりであり、輸出貿易管理令第２条第１項第一号の____に該当するので申請します。

１．輸出貨物の概要

２．輸出先

（１）最終需要者名：_____

（２）最終需要者の住所：_____

３．申請の理由

様式３

年　月　日

経済産業大臣　殿

住所：

氏名：

誓約書

今般申請する＿＿＿＿向け貨物の輸出に関して、提出した書類の内容は全て真正であり、下記の内容に相違ないことを誓約します。

記

１　輸出先

（１）最終需要者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）最終需要者の住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　貨物の概要（下記３の誓約事項に該当する説明を含む。）

３　誓約事項（当てはまる□にチェック）

当該貨物は、輸出先において下記の用途に使用されます。

□食品・医薬品
□人道支援の目的で輸出するもの
□サイバーセキュリティの確保に関するもの
□海洋の安全に関するもの
□消費者向けの通信機器（パーソナルコンピュータ、スマートフォン等（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業向けを除く。））
□民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの
□政府間で輸出するもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
□最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は役務取引等告示別表第三に掲げる国・地域の法人が出資した法人（合弁を含む。）向けの輸出
□我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なもの（ロシアの軍事侵略能力への直接的な貢献が認められない場合であって、サハリン１、サハリン２及びアークティックＬＮＧ２プロジェクトの遂行上欠くことのできないものとして資源エネルギー庁が認めるものに限る。）